

第十六回 参議院厚生委員会會議録第二十三号

昭和二十八年七月二十九日(水曜日)午後二時十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 堂森 芳夫君
理事 大谷 豊潤君
常岡 一郎君
藤原 道子君

委員

榊原 亨君
高野 一夫君
中山 壽彦君
西岡 ハル君
横山 フク君
林 了君
廣瀬 久忠君
山下 義信君
有馬 英二君

衆議院議員

政府委員

厚生省医務局長 曾田 長宗君
厚生省社会局長 安田 巖君
引揚援護庁次長 田辺 繁雄君
事務局側
常任委員 草間 弘司君
会専門員 多田 仁巳君
会専門員

本日の會議に付した事件

○請願及び陳情の取扱いに関する件

○災害救助法の一部を改正する法律案

(衆議院提出)

○社会福祉事業振興会法案(衆議院提出)

○未帰還者留守家族等援護法案(内閣提出、衆議院送付)

○医療法の一部を改正する法律案(中山壽彦君外九名発議)

○委員長(堂森芳夫君) 只今から厚生委員会を開会いたします。最初に陳情第四百四十二号、請願第九百十四号、請願第四百二十三号同じく第二千四百七十九号同じく第二千二百八十九号同じく第二千七百九十一号同じく第二千八百六十六号はいずれもらに關する小委員会において審査せしめることにいたしましたと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないし認めません。

○委員長(堂森芳夫君) 次に災害救助法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑を願います。

○高野一夫君 ちよつと青柳委員長にお伺いいたしますが、この一番最初の二十二条の救助の種類、これは水害対策特別委員会で考へておるのがそのまま全部入つておられますか。

○衆議院議員(青柳一郎君) 救助の種類につきましても、全部入つております。ただその中で家屋の応急修理であります。この点につきましては衆議院におきましては生活保護階級の家屋の修理というふうな解釈いたしました。この条文の本文のおしよのほうにすべて細かいことは政令、省令に譲ることになっております。そこで規定

いたそうと存じております。その点が初め知事会が持つて来た案とちよつと違つておる点でございます。

○高野一夫君 これを生活保護階級のものだけに限つた、災害にかつた住宅ということになれば、今回又西日本、中国方面に対して臨時措置の立法をやるについては、生活保護階級でなくとも災害にかつた住宅の修理ということは全部入れたいという考へておるわけですが、そうするとそのほうに別に入れておかなければ不完全ということになりましようか。

○衆議院議員(青柳一郎君) 私どもの現在の考へておりましたは、修理をする能力を持つておる人はみずからやらせるという考へ方に出ておるのであります。

○委員長(堂森芳夫君) 青柳さんにお尋ねするのですが、災害救助法ができて一番最初に適用したのは福井県の震災ではなかつたかと思つて、あのとき福井の場合が全部落ちたので、ところが物資を持つて来ようとしても橋がでないのです。そのため災害救助法というものは橋を造つたりするところではできないわけですか。

○委員長(堂森芳夫君) ところが災害救助法ではそれができないのです。助法ではそれができないものですか。然、物資を運ぶのに非常に困るというふうなことがあつた。ところが災害救助法ではそれができないものですか。

○政府委員(安田巖君) 大体青柳委員からお話がありました通りでございます。災害救助法は広い意味の人命に關する救助というものに限られております。お話のような場合に實際問題としてあると思つておられますが、併しその際は後で金を出すとか出さんとかがいふことではなくて、橋を誰か補修してくるかということが問題である。この間も九州の水害の際も私丁度佐賀へ参りましたときに、通りました橋がもうその夜落ちたという状況でござい

まして、これなんか保安隊がその夜のうちにアメリカ式の架橋材料で十二時間ばかりで架け直したというふうなことであります。やはり土木関係でやるべきじゃないかと私は思つております。

○委員長(堂森芳夫君) ところが實際はやれませんが、全然予算もないし、どこから出していいか、とにかく二月も橋がつかないで孤立するということも橋がつかないで孤立するということも、これはちよつと災害救助法と離れていきますけれども、救助するために必要な施設というものができないということは非常に問題じゃないかと思つておる。

○山下義信君 私は質疑でないのですが、説明をして頂きたいと思つておる。今度千分の二にこの算出の基準を改められたのであります。これは私どものかねてから要望しておりましたこと、大変結構なのであります。その算定の基準並びに当該府県の普通税關係の収入等々につきまして、今回改正が加えられた点を、現行法と今度の改正とがどこに違つたのか、法文が非常に複雑で難解でありますので、わかりやすく一つ御説明願いたいので

○衆議院議員(青柳一郎君) 只今の御質問の点についてお答え申します。現行の災害救助法におきましては、二十三条に所定の業務を行うのに必要な費用が、各県において行ふのに必要な費用がその府県の普通の税収の五百分の

一以上に当る部分について国庫補助がある次第でございます。それが三段階に分れておりまして、当該府県の普通徴収の五百分の一を超えて五百分の十に当る府県につきましては災害救助に要する費用の百分の五十を国庫が補助し、普通徴収の五百分の十以上二十に当る部分につきましてはその部分の百分の八十に当る部分を国庫が補助し、更に五百分の二十以上に当る部分につきましては国庫が百分の九十を負担する、こういうことになっております。而ういたしまして根拠を五百分の一とした点でございます。それにつきましては、実はお手許に災害救助法の一部を改正する法律案関係参考資料というのがございます。この一番あとから二枚目の表でございますが、ここに今回現行法の百分の一とありますのを五百分の一、即ち千分の二に改めた理由を記してあるのでございます。災害救助法が制定施行されましたのが昭和二十二年でございます。その当時はここにございますように、当該府県の前年度の三収益税の百分の五に相当する額を超える部分につきましては国庫が助成いたしましたのでございます。昭和二十二年におきましては全国を平均いたしましたると百分の五に当るものはここに数字が三つ上のはうに並べてあります、一番下の欄にございまして、八十三万九千三百三十八円というのが全国平均の各府県における三収益税の百分の五に当る金額であります。これ以上の金額を、災害救助に必要とする場合にのみ国庫が補助をいたしましたのでございます。ところでこの昭和二十二年の物価と昭和二十七年十月の物価とを比較いたして見ますると、約五・八七

倍と、こうなっておりますのでございます。従いまして昭和二十二年において只今申しました数字の八十三億九千何がしを要したと同程度の災害の救助を行ううのには現在四百九十二万円ほどを必要とする次第になるのでございます。而して即ちこの四百九十二万円以上の災害救助費を府県が支出した場合に国庫の補助の対象とするように、現行の災害救助法を改正することが必要となつて来るのでありまして、而して昭和二十七年年度の普通徴収入見込額はこの表の終いから五行目に載っておりますように一千三億円余りでございます。これを一都道府県平均にいたしますと二十八億二千六百万円に相成ります。従いましてこの二十八億円と、先ほど申しました四百九十二万円とを比較して見ました場合に、そこに答えをいたしまして五百七十三分の一というものと、四百六十八分の一という、こういうふうなものが出来て来るのであります。これを折半しまして、五百分の一といたしました。この五百分の一以上に対して国庫の補助を仰ぐようにいたしたいというのがこの趣旨でございます。

○山下義信君 府県の収入の算定の基礎になりましてその収入についての規定の改正が若干あるものであります、何らかの意味がございませうか、御説明願いたいと思ひます。

○衆議院議員(青柳一郎君) 結局結論から申し上げますと、補助率を上げるといふことになりまして、実は私は山口県から出ておりますが、例えば山口県におきます普通の税収入は年間二十億程度でございます。それで現行法から申しますると、その百分の一即ち二千

万円以上を災害救助に金を使つた際のみ国庫の助成が得られるわけでございます。然るに今回の修正によりまして、これを五百分の一といたしますと、二十億円の五百分の一、即ち四百万円以上の金額について国庫の助成を仰げる、大体そういうことに相成るわけでありまして、ここに従前に比べまして地方の負担が減じ、国庫の負担が増える、こういうことに相成る次第でございます。

○山下義信君 私の質問が或いは悪かつたんであります、大した改正ではないのでありますから、例えば府県の普通徴収を従来は法定外の普通徴収を除いて計算しておつたんですが、今回それを取つちやつて、これは府県の収入の見積りを成るべく低くしようという考えで、そういう御改正をなさつたのだらうと思つておりますが、今御説明になりましたこの算定の基準を現行の百分の一から改訂なさいました御趣旨を私は大体賛成でございますから、質疑に時間を取りまして恐縮しております、あります、次に今回千分の二に改められました詳細な御理由、結局これは物価にスライドしたということにどうも、物価の指数がどう変つて来たから、それでこの物価指数に對比して一体補助すべき金額を弾き出して見ると、こういうふうなやや五百分の一といふ数字が出て来た、こういう御説明なんです。物価の騰貴と比較されて補助率を改訂されるということも一理確かにあると思つております、それだけではどうかと思つておりますのであります。恐らく提案者におきましては十分御研究相成つたと思つております、つまり従来我々が、もうすでによくわかつ

てはおるのであります、百分の二といふ補助率であつた場合には一体災害救助の目的が十分に実は過去の実績で達し得なかつたのだで、五百分の一といふことにしてみると、相当この程度の災害ならばこれでカバーして行けるのだといふことが実績やら、いろいろな面から出て来て物価の一つ高騰したといふ指数だけから比率を割出したといふのでなしに、如何にもそれならば五百といふ数字に合理性が一応あるようでありまして、一府県が災害を受けたとき自力で府県の財政で賄えない場合、災害救助費のその支出に対する国の当然補助すべき金額の算出といふものが実績等から比較されて、そして五百といふ数字が出て来るというものが行政上の実績から出て来る私考の一つの考え方ではないかと思つて、恐らく提案者はそういうふうな私どもも考えだらうと思つて、若し物価の指数のみによつてこういう比率が考え出されたいことならば、常にこの基準の数字は絶えず物価にスライドするといふ御趣旨でありますかと聞かれます。恐らくそれだけじゃやない、それだけなら余り簡単過ぎる。この災害救助の従来の本法の施行上、従来の実績上、こういうところからその成績に鑑みてといふ実績上から出されたものが何かないかと思つておりますが、その辺は如何でございませうか。

○衆議院議員(青柳一郎君) 一々御尤もな御質問でございます。ただ積極的にそういうふうな考へて参りました際に、なか／＼い資料が得られなかつたのであります。大蔵省当局などにおきましては、折衝の過程におきましては、やはり腰だめで三分の一といふ

ようなことも言つております。我々のほうは知事会の要求が千分の一といふところでございます。この中間に立つた我々といつたしまして、大蔵当局ともいろいろ折衝いたしまして、結局五百分の一としまして、それをあとから五百分の一となつて、こういう説明もつくと、いふところで実は五百分の一となつたのが実情であります。山下先生の言われるように、現在の地方の財政力などから勘案してどの程度地方が負担し、大部分は勿論国が負担すべきものであります、そういうわけをつけ得る資料がなかつたのが実に遺憾と思つたのでございます。結局正直のところを申上げますと、折衝の過程におきまして、腰だめのこの程度といふことになりました次第でございます。その点の御了承を頂きたいと思ひます。

○山下義信君 丁承いたします。深くお尋ねいたしました、折角今回御改正になりましたので、つまり趣旨は、これは自他周知のごとく、できるだけ地方に補助しよう、こういうこと御趣旨なんです、百分の一が千分の二になりますことは、当然に結構なことではあります、ついでのことには、災害救助法を作ります、同時に我々は議論をしたのであります、百分の十を超え百分の十以下には五割、百分の十を超え百分の二十以下に八割、百分の二十を超えたものに対しては九割と、こういう刻み方の補助の出し方につきまして当時議論をしたことがあるのであります、今回折角この基準をぐつと低められまして、適用の範囲を拡げられる御趣旨に百尺竿頭一步を進めて頂くならば、この千分の一を超え百分の二十以下を五割、更に八割、更

に九割といふこの補助率の区分です
ね、これにつきまして何か百分の自
体の五割、八割、九割の割り方と、今
回の千分の二に低められた場合にお
ける五割、八割、九割の補助のその支給
の割合について、何らか御考慮にな
りましたでしょうか。その辺はどうで
ございましょうか。

○衆議院議員(青柳一郎君) 只今の御
質問、私どもはいたしましては只今お
話の通りでございまして、百分の五
十、百分の八十、百分の九十というの
が、如何にも五十から八十の間が飛び
離れておたり何かしております。十
分その点も考究いたしたく、その方向
に努力をしたのであります。併しなが
ら、これを提案いたしますにいたしま
しても、大蔵当局との折衝が必要で実
はあつたのでありまして、その間に
ける結論を得られないまま現在の補助
率を適用するの止むなきに至つたが
実情でございまして。私どももいたしま
しては十分そのパーセンテージの工合
をもう少し手を入れまして、或いは最
高のほうは百分の百まで持つて行こう
というふうな努力をいたした次第で
ございまして。大体これと参りますと、
先般の北九州、西日本或は近畿地方の
災害に際しまして、なお先生御存じの
ように予算には七千万円ほど載つてお
りまして、これが三、四億円の増加を
現行法でもいたすのでございまして。な
おこの修正案によりまして四億円の金
が早速要ることになりまして、そうい
う財政のほうとの交渉をいたしました
結果、取りあはず現行のパーセンテ
ジを使った次第でございまして。

○山下義信君 各府県の基金の積立状
況等につきましておわかりでございま

したらお伺いいたしたい。
○政府委員(安田巖君) 昭和二十七年
度の災害救助基金の積立状況調という
のが出してあります。御覧の通りで
ございまして、中には成績の華がつか
ない所がございまして。どのように役に
立つておりますかということございま
すが、例えば先日の福岡の災害のとき
に、福岡県には毛布を五千枚ほど備蓄
をいたしておりましたのでございま
すが、仮に一枚が一千元といたしまし
ても五百万円でございますので、そのく
らいのものは平素からやつておく必要
はあるのではないかと考えてございま
す。ただいろいろ現在の状況でござい
ますというご質問の少い所も五百万
円、多い所も五百万円というふうな
ことでございますので、やはり資力に
応じた積立方をされたほうがいいんじや
ないかということも私ども考えてござ
いますので、この案につきましては私
ども賛成をいたして参ります。

○山下義信君 この積立状況の資料の
見方を、どう見るのですか、一つ御説
明願いたい。
○政府委員(安田巖君) 現在の法律の
四十一條に「災害救助基金の運用は、
左の方法によらなければならない。」
というのがございまして、御承知のよ
うに大蔵省の預金部又は確実の銀行へ
の預金とか或いは国債証券、地方債証
券、勸業債券その他確実な債券の応募
又は借入、それから災害の際の給品
を事前に購入いたしておきまして蓄備
をするというのことが書いてございま
す。その表は、そういうふうな基金の
積立の種類に応じて書きまして、そ
うして一番最後に合計を出した、そ

うふうにお考え願いたいと思いま
す。
○山下義信君 そうすると北海道の場
合で言いますと、北海道の現況は三百
四十七万円の物品や証券や預金や積立
金を持つておる、こういうことでは
か。
○政府委員(安田巖君) さようござ
います。
○山下義信君 一般に見ますと非常に
成績がよくないのですけれども、実際
は行われているのです。当局はこの積
立金状況を御覧なさる御意思です
か。まあ見るといふと放任してあるよ
うな形でもあるのですが、非常にこの
積立金制度が有効ならばやらさなけれ
ばならぬことです。先ほど局長の御説
明になつたようにほんのこれはもうお
座なりのような状態なんですか。それ
で実際は国内に災害が発生したときの
応急救助は本法以外にはないわけなん
です。これは我が日赤社法をやりま
した時も非常に憂慮いたしましたので
あります。従つて金銭であれ或いは物資
であれ、救助の準備をするということ
はこれ以外にはないわけですね。国
のほうには別段にこの救助の準備を
義務も持つていなければ、具体的な規
定もなければ、府県にはこうして要求
してあるのですが、即品即決で現地で
すぐ間に合うような救助態勢という
のが実はできていなければ、いつも中
央から買付けては不十分な手を延ばし
ている間にまご／＼時日が経過する
ということになるのです。それでこの積
立金制度或いは備蓄制度、同一のこと
を申上げておられますが、これは非常
に根本的に考へて私は十分御検討願
わなければならぬと存するのであります

が、政府の御所見如何でございませ
す。
○政府委員(安田巖君) 只今の御意見
一々御尤もでございまして、何らか
の備蓄の備えを持つておられますこと
一旦災害にあいましたとき非常に役立
つのでございまして。そこで現在の罹
災救助の基金の積立状況が非常に悪い
ということも私ども責任があるわけ
でございまして、甚だ申訳ないと思
うのであります。まあ非常に中途半端
で五百万円というふうなことをやりま
しても却つて確実な履行というものを
我々のほうで強いる場合にむずかしい
のじやなからうか、そこで今度のよう
にいたしますのは、そういう気持ちに
なつて頂くに都合がいいと思いま
す。今度改正されればその点も大いに
私ども努力しなければならぬと思いま
す。

なお、政府がいろいろ物資を持つて
おるほうがいいじやないかというお話
でございまして、これは災害地へ参り
ますという私どももそういうことを痛
切に感じます。ただ終戦直後と違いま
して物資そのものが現在ないというの
ではなくて、九州あたりでございま
すと大阪まで買付けに行かなければなら
ん、その期間も実は惜しいということ
でございまして、私どももできれば
国の予算で、予算的な措置によつてそ
ういつたようなものを地方的に分散
いたしまして備蓄するということも
も考へてみたいと思つて実は昨年から
いろいろ努力をいたしておるのであ
ります。で、現在までのところではラ
ン物資でありますとか或いは御承知の
ような舞鶴に若干物資がありましたこと
を転用いたしますというふうなこと
で多少息をついて参りましたが、これ

ももうこの次からは殆んど期待できな
いような状況でございまして、ま
ます今の御指摘のようなことが大事な
問題になつて来ると思ひます。十分そ
ういう点研究いたした努力いたしてみ
たいと思ひます。
○山下義信君 その御答弁で結構なん
であります。私は政府が中央で持つ
ておつて送つたほうがいいと言つたの
ではない。むしろ逆なんです。ただ、
そういうことをしても間に合わない、
ただこういふふうな地方に義務付け
ておいて政府にしっかりと地方に義務がな
くちやいかんから、政府のほうでも考
へてもらふようにということをお願い
してあります。

なお提案者に伺いますが、この住宅
の応急修理というのどの程度までお
認めになりますか。
○衆議院議員(青柳一郎君) どう申し
ますか、余り程度の高いものを考へて
はおりません。できるだけ簡単なもの
を考へていただきます。
○山下義信君 お心持はわかるのです
が、その程度では実際の法の執行に困
るのではないかと思ひます。応急修理
の程度というものは、まあ常識的に考
へてわかるわけではあります。例え
ば非常に破壊された家を或る程度
まで原形にもどす程度のものも応急修
理と言へる。非常に破壊されて傾い
た危険な家をそのままにして、ただ
中に辛うじて礎を敷いて雨露を凌ぐと
いう程度の修理をするのも一つの応急
修理でありますから応急修理という
ものも、災害にかつた住宅のその修
理の幅が相当あると思ひます。それ
で又それを細かに考へてみるという
と、例えば同一の修理費であつても、

九尺二間の小さい家をとりますという
と相当大がかりに直したように見え
る。ところが反対に宏壮な住宅をとつ
てみますれば殆んど直つておらん。こ
の程度なら丁度いいだろうといつて
も、修理費というものは相当かかる。
ややもすると、こういうふうなもの
を
応急修理と認めるか否かという認定
は、小さい粗末な家屋の修理費が非常
に外見は大げさに見える。非常な気
毒なような家屋というものはこれは災
害にかかつてみると殆んどべしやんこ
で、多く非常な破損を受けますのは脆
弱な粗末な住宅が非常にやられるので
す。それで大きいしつかりした住宅
は、同じ災害にかかりましたも先ず全
体から見れば住まわれんこともなけれ
ば使えんこともない。併しながら小さ
い九尺二間のような掛小屋のような家
の応急修理をするという、もうその
家全体を直さなければ修理にならん程
度の家がある。これは全体を直してお
るじやないか、腐つたような板が張つ
てあつた、併し今度は応急修理をして
前よりよくなつたじやないかと言わ
れて大きな額をされると、これは応急
修理の目的にかなわん。そこで災害に
かかつたとき気の毒なのは実は低額
所得階級なんです。そういう階級の住
宅等が今のような実情なんですから、
応急修理の幅があればあるほど運用に
提案者の立法意思というものをはつき
りしておくほうが私は執行部が執行し
やすいのではないかと思います。どうい
うふうに提案者は考えておられます
か。応急修理というものをどの程度ま
で認めるという一つの線があるか
か、運用の上について何かの心構えが
あるかないか、ということをお願いし

ておいて頂きたいと思ひます。
○衆議院議員(青柳一郎君) お答えい
たします。生活困難な人の住宅でござ
います。大体小さな住宅について一
応雨露を凌ぐ程度のことを考えておる
のであります。
○山下義信君 まだ私納得しがたいの
ですが、お心持はよくわかるのであり
ますが、応急修理と言いますと、応急
でありますから、根本的な恒久的の立
派な修理というわけに行きませんけれ
ども、修理と言いますと、私どもの普
通の社会通念としましては、或る程度
直すということが私はあると思う。修
理と申しますと修復でありますから、
傷んだものを直すのでありますから、
それで、もう雨露を凌ぐことができん
ような状態にまでなつておりましたの
では、雨露を凌ぐ程度にいうところ
では、私は少し考えた方が酷なんじや
ないかと思ひますが、如何でござい
ます。雨を凌ぐと申しまして
ましようか。雨を凌ぐと申しまして
も、一人の場合は、戸板一枚張つて置
けばそれで雨露を凌ぐますが、三人も
五人も家族がおると申すと、その家
族の雨露を凌ぐまと言ひましても、
その戸板を張つて、トタン一枚張つた
という程度ではいけなないので、やはり
屋根に瓦を葺きますとか、トタンを張
るとかしまして、一間や二間の雨露を
凌ぐと言ひましても、やや当分住居に
堪えるだけの修理をしなければ、私は
雨露を凌ぐと申すことはできないと思
ひます。私は、この第六号に今回加え
られました「住宅の応急修理」という
ことが私は今度の改正の非常に大きな
主眼点の一つだと解しておるのです。
そして、又非常にこれは思ひ切つた救
助項目をお加え下さつたと思つて感謝

しておるのです。それで、従来から問
題になつておつた点をここではつぎ
出して頂いたと思つて感謝しておるの
であります。私は、提案者は御遠慮
なさることはないの、やはり相当社
会通念でこれは修理だ、ただ修理の
程度が恒久的な修理でなくして、粗末
な材料を使い、あり合せのものを
い、或いは簡単に修理しというの
が
応急の修理でありますから、雨露を凌
ぐというよりは、もつと住居に堪える
程度の修理をお考え下さつてもいいん
じやないか。例えば、煮炊きすること
ができるように、ただ本当の文字のご
とく雨露を凌ぐと申すのでなしに、
そこで住いをして、そこで外にお勤
めにも行けるし、辛うじてそこで生活
のできる程度の住いが私は応急修理と
しての社会通念であると思ひますが、
そのへんいかでございませうか。

○衆議院議員(青柳一郎君) 私が只今
お答えしましたのは足りませんで失礼
いたしました。勿論雨露を凌ぐのであ
りますから、屋根につきましても相当
程度のことかなければならぬと思ひま
す。勿論材料につきましても、その附
近にあるものを利用していいと思ひ
ます。一日か二日で屋根が飛んでしま
うというものはなからうと思つてお
ります。又更にその家が崩れかかつてお
るときには、突つかい棒をさすとか、
そういうことも、少しく広くなるかも
知れませんが、考えております。大体
余り広く解釈できませんし、余り狭
く解釈して、一日か二日しか持たんと
いうことでは相成らんと、かように存
じております。この点につきましても、
大蔵省当局並びに厚生省当局と打
合せまして、一応雨露を凌ぐ程度とい

たしましたけれども、一日、二日しか
雨露を凌げないというのでは、それは
余りに酷であります、そういうこと
を考慮しておるのではございませぬ。相
当の日数、或る程度のその附近にある
ものを用ひましても住み得る程度のも
のであるということ、それが壊れて
おるときには、突つかい棒でもして又
起すということが必要であると、こう
存じております。
○山下義信君 よくわかりました。御
意思は了といたします。従つて、私は
災害にかかつて災害の救助ですから、
応急修理の耐久力等から言ひますれ
ば、災害が復旧がされるその状態にな
るまで、仮りにその災害にかかつて住
宅でも住い得る程度の修理は、私は当
然この応急修理というふうな解釈いた
しますが、それでよろしうございま
すか。

○衆議院議員(青柳一郎君) お答えし
ます。災害復旧が済むまでと、こう言
われるが、どういふ点でございましょ
うか。橋梁、道路が全部復旧するまで
と言ひますと、又これはいつまでかか
るかわかりませぬ。相当期間住み得る
という程度で、大蔵省当局、或いは厚
生省当局と話合つた次第でございま
す。
○山下義信君 大体それでいいんじや
ないかと思ひますので、これは災害に
かかつて住宅すべてに適用されるので
ございませうか。
○衆議院議員(青柳一郎君) 生活に困
つておる人の住宅についてと、そうい
うふうな考えております。
○藤原道子君 わかりました。
○藤原道子君 生活に困つたという程
度は、どの程度かということが問題に

なるのです。それはどういふふう
に
お考えでございませうか。
○衆議院議員(青柳一郎君) 私どもの
打合せでは、生活保護階級、そういう
してあります。生活保護を受けてお
らなくても、水害を受けて生活保護を受
けるようになった人も入ると、こう思
つております。
○藤原道子君 私はその点をよほど明
確にして置いて頂かないと困りますの
は、今度家が流された人がたくさんあ
るのですね。あれは困つても相当資力
のある人は復旧できるのですが、資力
のない人は本當に困難な状態に追い込
まれて、随分泣きついて来ているのが
あるわけです。ですから、生活保護法
は受けていなくても、今度の水害によ
つて生活困難になつた者は、これの適
用を受ける、これはそう理解してよろ
しうございませうか。

○衆議院議員(青柳一郎君) 只今そう
いふふうにお答えしたつもりでござい
ます。
○藤原道子君 それから、くだいよう
でございませうが、山下先生の御質問の
相当期間というのですけれども、これ
は橋が直るまでじや困ると言われる。
それは御尤もだと思ひます。併し、そ
れは余ほどの委員会が明確にして置
かなければ、法律を作るときにはな
かなか熱心なんです、いざ適用にな
ると予算がないとか、やれどやれどか
言つてなかつたつてくれないうので
す。厚生省、何と言ひますか、鞭撻す
る意味におきまして、ここでもほど
しつかりした御説明を頂きたいので
す。
○衆議院議員(青柳一郎君) この修理
の問題は、実は厚生省はなかつた嫌つ

たしましたけれども、一日、二日しか
雨露を凌げないというのでは、それは
余りに酷であります、そういうこと
を考慮しておるのではございませぬ。相
当の日数、或る程度のその附近にある
ものを用ひましても住み得る程度のも
のであるということ、それが壊れて
おるときには、突つかい棒でもして又
起すということが必要であると、こう
存じております。
○山下義信君 よくわかりました。御
意思は了といたします。従つて、私は
災害にかかつて災害の救助ですから、
応急修理の耐久力等から言ひますれ
ば、災害が復旧がされるその状態にな
るまで、仮りにその災害にかかつて住
宅でも住い得る程度の修理は、私は当
然この応急修理というふうな解釈いた
しますが、それでよろしうございま
すか。

○衆議院議員(青柳一郎君) お答えし
ます。災害復旧が済むまでと、こう言
われるが、どういふ点でございましょ
うか。橋梁、道路が全部復旧するまで
と言ひますと、又これはいつまでかか
るかわかりませぬ。相当期間住み得る
という程度で、大蔵省当局、或いは厚
生省当局と話合つた次第でございま
す。
○山下義信君 大体それでいいんじや
ないかと思ひますので、これは災害に
かかつて住宅すべてに適用されるので
ございませうか。
○衆議院議員(青柳一郎君) 生活に困
つておる人の住宅についてと、そうい
うふうな考えております。
○藤原道子君 わかりました。
○藤原道子君 生活に困つたという程
度は、どの程度かということが問題に

なるのです。それはどういふふう
に
お考えでございませうか。
○衆議院議員(青柳一郎君) 私どもの
打合せでは、生活保護階級、そういう
してあります。生活保護を受けてお
らなくても、水害を受けて生活保護を受
けるようになった人も入ると、こう思
つております。
○藤原道子君 私はその点をよほど明
確にして置いて頂かないと困りますの
は、今度家が流された人がたくさんあ
るのですね。あれは困つても相当資力
のある人は復旧できるのですが、資力
のない人は本當に困難な状態に追い込
まれて、随分泣きついて来ているのが
あるわけです。ですから、生活保護法
は受けていなくても、今度の水害によ
つて生活困難になつた者は、これの適
用を受ける、これはそう理解してよろ
しうございませうか。

ておるのです。それを無理に入れたという恰好なでございませぬ。従いまして、将来とも実情に即したものにすることが我々の任務だと思つております。ただ併し、ここに何日間と定めることゝできません。従いまして、それは適当に常識的に考へて、厚生省のほうで取計つてもらうことを我々が監視して行くよりない、こう考へております。

○藤原道子君 厚生省が嫌つていゝと余計大變です。およそその修理にはどの程度の費用を見込んでおいでになるのでしょうか。いろ／＼ケースはございませぬけれども、戸板一枚くらいに困るのです。

○衆議院議員(青柳一郎君) 個々の家屋についてどの程度の費用をかけるかという事は、実はきめておりませぬ。只今山下先生にお答へした程度のことを具体化してもらおう、こう思つております。

○藤原道子君 誠に不満足でございませぬが、いたし方がございませぬ。

○委員長(堂森芳夫君) 他に御質疑ございませぬですか。速記をとめて下さいます。

〔速記中止〕

○委員長(堂森芳夫君) それでは速記を始めて。別に御発言もないようです。から、質疑は尽きたものと認めることに御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べを願います。

○廣瀬久忠君 討論を省略して採決に

入られんことの動議を提出いたしました。

○委員長(堂森芳夫君) 只今の廣瀬君の動議に御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。

それでは質疑を打ち切り、討論を省略して採決いたします。災害救助法の一部を改正する法律案を衆議院送付案の通り可決することに賛成のかたは挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(堂森芳夫君) 全会一致でございませぬ。よつて本案は衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

それから委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とされたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

山下 義信 高野 一夫

大谷 豊潤 藤原 道子

西岡 ハル 横山 フク

有馬 英二 榎原 亨

廣瀬 久忠 常岡 一郎

中山 壽彦

○委員長(堂森芳夫君) 署名洩れはございませぬか。署名洩れはないものと認めます。

なお本会議における委員長長の口頭報告については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(堂森芳夫君) 次に社会福祉事業振興会法案を議題といたします。御質疑を願います。

○山下義信君 私はこの法案に對して、若干の質疑を持つておるのであります。本日、公報によりまして、あとで、らしいの小委員会もあるわけなんです。ございませぬが、大体委員会は何時頃までおやり下さるでしょうか。

○委員長(堂森芳夫君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(堂森芳夫君) それでは速記を始め下さい。次に未帰還者留守家族等保護法案を議題といたします。御質疑を願います。

○常岡一郎君 質疑は大體了したように思いますが……。

○委員長(堂森芳夫君) 動議でございませぬ。只今の常岡委員の動議が出ましたが、如何でございませぬか。

○大谷豊潤君 常岡委員の動議に賛成いたします。

○委員長(堂森芳夫君) 常岡委員の動議が成立いたしました。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれぞれ賛否を明らかにしてお述べを願います。

○常岡一郎君 私はこの原案に賛成をいたしました。併し第十三条の規定などを見ました場合に、若しこれが運用を誤りますと、非常に気の毒な人が出て来るのではないかと、こういうふうな考えられますので、そういうことのないためには、どうしても実情を究明調査の徹底を期さなければならぬと考へますので、次の附帯決議を付することの動議を提出したいと存じます。

未帰還者留守家族等保護法案に關する附帯決議案

一、ソ連地区、及び中共地区等に残留すると認められる未帰還者の状況について、国の責任であるべき調査究明と其の帰還促進活動が、從來不統一不十分であつた点に鑑み、政府は此の際速かに調査機構を整備一元化して、必要充分なる予算措置を講じ、責任ある調査究明を徹底的に実施すると共に、有効適切な帰還促進の方策を強力に推進するよう要望する。

二、外地で死亡した一般の未帰還者の遺骨が持ち帰られた場合においては、何らの給付を行つていないが、このような場合においては、国において相當の葬祭料を支給するのが、遺族の心情にもまた国民感情にもかなうものであると考へる。よつて、政府は、速に右の措置を実現するよう要望する。

○中山壽彦君 私は附帯決議に賛成します。

○委員長(堂森芳夫君) 常岡君の附帯決議の動議は成立いたしました。他に御発言はございませぬか。

○政府委員(田辺繁雄君) 決議事項につきまして、政府といたしましては、外務省或いは大藏省と十分折衝をし、協議を遂げまして、調査究明の徹底を期しますと共に、更に一般邦人の遺骨が持帰られた場合の葬祭料の支給につきましても、この御趣旨に副うよう努力したいと考へております。

○委員長(堂森芳夫君) 他に御発言はございませぬか。他に御発言もないようでございますが、討論は結局したものと認めて差支えございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。未帰還者留守家族等保護法案を衆議院送付案の通り可決することに賛成のかたは挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(堂森芳夫君) 全会一致であります。よつて本案は衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、常岡君提出の附帯決議を採決いたします。常岡君提出の通り附帯決議を付することに御賛成のかたは挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(堂森芳夫君) 全会一致と認めます。よつて常岡君提出の通り附帯決議を付することに決定いたしました。

それから委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とされたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

山下 義信 高野 一夫

大谷 豊潤 藤原 道子

西岡 ハル 横山 フク

有馬 英二 榎原 亨

廣瀬 久忠 常岡 一郎

中山 壽彦

○委員長(堂森芳夫君) 署名洩れはございませぬか。署名洩れはないものと認めます。

なお本会議における委員長長の口頭報告については、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(堂森芳夫君) 次に医療法の一部を改正する法律案を議題といたします。発議者から提案理由の説明をお願いします。

○中山壽彦君 只今議題となりました医療法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明いたします。

医療法の施行によりまして、病院、診療所は、その構造設備について一定の基準によることとなつたのであります。医療法施行前に設置された病院診療所の改造については、一般的には三年間、そのうち、構造設備に重大な変更を加える必要のあるものについては、更に二年間の猶予が認められて参つたのであります。その猶予期間は、来る十月二十六日を以て満了いたしましたわけでありまして、病院、診療所経営の現状は、未だ構造設備の大改造を一挙に行うだけのゆとりを持つておりませんのであります。そこで、構造設備に重大な変更を加える必要がある場合に限り、その猶予期間を当分延長することにしたのであります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ御審議の上御採択下さいますようお願いいたします。

○委員長(堂森芳夫君) 御質疑を願います。

○高野一夫君 同じ与党同志で質問するのをおかしなものでありますけれども、この「当分の間」ということになると、結局永久的なことになることになりませんか。

○中山壽彦君 当分の間というものは伸縮自在でありますから、極く短期

間も当分でありまして、その事情によつて、実現せん場合には長くなることもある。

○高野一夫君 長くなることもある。そこで、私は今度は厚生省側にちよつと伺いたいのですが、この前に猶予期間を置かれたという事は、一つの計画、構想があつて、これだけの猶予期間を置かれたのだらうと思つたのですが、それが三年経つて、或いは二年経つて、その準備がでなかつたといふふうなことをいつまでも繰返しては行かぬことがない。如何にも無計画極まる私は猶予期間の考え方であらうと思つたのですが、この点について厚生省側の御意見を伺ひたい。

○委員長(堂森芳夫君) ちよつと高野委員に申し上げますが、今政府委員が参りますから。

○山下義信君 私はいちいち小言を言わねばならないのですけれども、議員提出案だからといって、実際は政府とも相談してやつてゐることなから、政府もちゃんと来ていなければいけません。こんなことをして審議は早うせい、早うせいと言つたつて、仮りに政府は議員提出案だと……。

○政府委員(曾田長宗君) 私どももいたしましては、この法の規定に従ひまして、三年以内でできるものはできるだけ整備して頂かなければならない。その期間の間はどうしてもできないような非常に大きな改造というふうなものにつきましては、その事情に応じて、更に二年間の猶予を置くというようにして、できるだけ初期から目的を達しておきたい。施設の整備に努めたいというふうな考へて参つたのであります。

が、最近私もいろいろ各県から調査の資料を集めておるわけでございまして、かなりその成績は幸つておるものと認められるのでありますけれども、そのうち相当数のものがなおこの期間内に完成の見込みがないというふうなものもあるのをごさいます。こういうものについては、更に若干の期間猶予を置かしまして、そしてこの施設の整備改善に更に努める必要があるというふうな考へておりましたのであります。が、たま／＼議員提出といつたこと、こちらから御提案があつたということでありまして、私どもとしては、この案に当分という言葉が使つてございまして、これを限りもなく延ばすというふうなことは、必ずしも適当でないと思つておるのであります。で、個々の施設につきまして、その事情に応じて、一年、二年、或いは三年というように予定の期間を置いて改善をして頂くというふうな措置をとりたいというふうな考へておるのであります。この当分をさように解釈させて頂きますならば、私ども非常に結構だと存じております。

○高野一夫君 曾田局長に、もう一言伺ひますが、あなたは議員提出のこの改正は、厚生省として最も適當であるも考へるようになりますか。厚生省のほうもこういふような措置を講じてもらいたいと御希望になりますか。

○政府委員(曾田長宗君) 私どもとしては、まあぎり／＼の期間まで努力をして見まして、そして、どうしていかないかという事なれば、かような措置も必要ではないかというふうな考へておりましたので、只今申上げましたように、極めて最近集まつて参

りました資料から判断いたします。今申上げましたように、この当分というふうな延ばすのが最もいい方法であるかどうかという事は、私どももまだ結論を得ておらんのでありますけれども、私どもも考へておりました。これを更に二年とか或いは三年というふうな切つて延ばして頂くことのほうがより望ましいのではないかと考へておりましたが、今申上げましたように、この当分というのを個々の施設について、この個々の施設については、はつきりとした期間を置いて延ばすというふうな運用で参ることを御了承願いますならば、この当分という字句で結構だと思つております。

○高野一夫君 重ねて伺ひますが、然らば、延長しなければ医療機関の整備ができないということをお認めになつて、そうすると、今までの猶予期間の間はその整備がでなかつたということとは、これは厚生省の責任ですか。それとも或いは協力機関の責任ですか。或いは各個人の医療機関の責任なんですか。すべてのそれが総合されたものですか。あなたのお考えをちよつと聞かして頂きたい。

○政府委員(曾田長宗君) 結論的に申しますれば、私どもだけというのみではございませんで、個々の施設につきましても、若干の責任はお持ち願わなければならぬのではないかと考へておるわけでありまして、で、なぜこの期間の間に施設の改善ができないかという理由等についても、いろいろ調査をして見ているのであります。そのうちで最も多くを占めておりますのは、やはり資金の不足という

ような事実が出ております。こういうような点については、ただ単に個々の施設にも責任を負つて頂かなければならぬと思ひますけれども、私どもの側においても、そういうような面について十分に御援助が今日までできなかったということについては、非常に重い責任を感じております。これは又いろいろ私どものほうも考へたいとしております。又医師会、歯科医師会等ともいろいろ御相談申上げ、この措置を講じなければならぬというふうな工合に考へております。

○高野一夫君 それは個々の医療機関、そのほかの関係者の協力が足りなかつたとか、或いは資金の融通が不十分であつたとかいふこともありましようけれども、少くとも、法が制定されて、この執行に厚生省が責任を負つておる以上、十分の間において医療機関の整備をするということについてはお考へにならなければならなかつたはずだと思ひます。それは、最初から三年なら三年、五年なら五年でできるかできないかという計画はすでにおありになつたはずだと思ひます。金が足りるか足らんか、その後おわかりになつたはずだと思ひます。そうすると、そういうことが、ただ単にできたとかできなかったとか、金が足りなかつた、なかつたというふうなことで、そしてむやみやたらにただ期間を延長するということは、私厚生省はそういう非常な無計画にこの法案にそれじや同意されたのかどうか知らんけれども、厚生省のやり方は無計画である、私は定見がないと思ひます。

○政府委員(曾田長宗君) 今はつきりとした数字を申上げかねますけれども、この期間の間に、かなり多数の医療機関が施設の整備をいたし得ておるのでありまして、私どもとしましては、残りなくこの期間のうちに完了したいものというところで、府県の衛生部を通じて、極力勸奨もし、又御援助申上げることが御援助申上げるといふように努めて参つたのであります。けれども、今日に至りまして、それが相当数のものがこの期間のうちに見込みがないというふうな事態になりましたことは、私どもとしては誠に申せないことと存じてはおります。

○高野一夫君 とういことは、法を作つた国会の責任になつて来ると思つたとき、我々新米だから、これを作つたときは知らなければ、とにかく執行した政府がそれだけの責任を果すことができなかったと、それだからその尻ぬぐいのために国会で法を改正しなければならぬといふことは、それじやあなた国会は十分審議を尽さなかつたといふことにも結果においてはなつて来るのであつて、とういことは十分一つ御注意願わなければならぬと思つたのですが、当分の間についてのあなたのお考えはわかりました、御説明に当られた中山委員にお伺いしますが、あなたは当分の間というのはどのくらい程度にお考えになつておられますか、長くても短かくてもどつちでも当分の間というお考えなんでしょうか。

○中山善彦君 この医療機関の整備ができたかつかつたという主な原因は、我々医療機関におきましては、医療機関に対する融資の問題を先年米非常に政府に要望しておつた。なか／＼それがい

ろいろな事情で今日まで実現に至つておりません。漸く二十八年度に限つて五億円の融資が決定したわけでありませう。而もこれを独立の公庫を作るといふことは、人件費その他諸雑費を要しまするので、中小企業金融公庫、或いは国民金融公庫の枠に入れて、そうしてこれを融資しようといふことが、今参議院の審議中の予算になつておるのであります。それで、従来この融資の關係がスムーズに行つておりませんので、大きな改造が今日まで実現いたしておりません。又今日の経済情勢では、とういことができない現状にあるのです。医療機関が全国的に今日まで各金融機関から借りた金といふものは、全国的に調べますと大きな額に達しておらぬのであります。そこで、どうしてもこれを改善するには、政府からの融資を得なければならぬといふことで、今日までかなり要望いたしておりましたけれども、今申し述べましたような実情で、漸く二十八年度の予算に五億の金が両方の公庫の枠に入つたといふところまで進展した。これが二十九年度の予算にはもつと多額の融資を我々は要望いたしておりますが、これも実現するかしないかといふことは、全く未知の問題でございます。当分の間といふことは、できればこれは早くとういことはやつて行きたい、併し、いろ／＼な事情で延びる場合にはどうしても延ばさなければならぬのではないかと、一定の期限をきめるといふことが非常に困難ではあるまいかといふので、この当分の間といふ文字を使つたわけでありませう。さう一つ御了承を願つて置きたい。

○高野一夫君 医務局長は大体二年か三年くらいというふうなところで切つてくれた方がいいというお話ですが、そうすると、医務局長のほうでは大体その期間には医療機関の整備も、融資の問題も、解決されるし、整備も完了するであろうという計画をお考えであらうと思つておられるけれども、大体中山先生、とういふうなあなたのお考えもそんなところにあると解釈してよろしうございませうか。

○中山善彦君 いや、私は今申しました通り融資の如何による、融資といふことが確実に希望するだけの所要額になつて来れば早く済むだろうと思つておりますが、これは予算に關係する問題であらうから、今確定に二年とか三年とか切つて申上げることが申上げにくい、この事情を一つ御了承願つて置きたい。

○高野一夫君 私は議事促進を図りたいので、実は質問して時間をとつては済みませんから、この辺で了解したことにして置きます。

○山下善信君 私は門外漢です、且つ提案の署名をしておるので、且つ提案をするわけじやないのですけれども、提案者は、当分の間といふことの解釈は、これは時間的には言えない、早い場合もあるし、或いは若干手間のかかる場合もあるだろう、とうい言つておる、あたかも、当分の間といふのは、はつきりと切ることができんから、当分の間という、幅の広い漠然たる表現をしておるのだといふことを言われておる。そこで医務局長は、政府はこれは二年乃至三年の間と解釈したい、とういことを言われておる。それを私どもが黙認するとういことになるかと、立法意思が当分の間とは二年乃至

三年を指しておると、とうい解釈をここで確定することになる。医務局長は、とうい希望を言われただけであつて、あなたはあなたのお望みの間という希望を言つたことであるので、とうい希望を言つたことであるので、ごとき、期間は不定なものである、それで当分の間と、こう私は解釈したい。但し、その当分の間といふのは、医療機関に対する融資が完全に行われるまでといふことを、これを言うことは、ただ一つの参考におつしやつたのだから、私は思ふ。恐らく、とうい改正をそのたび、そのたびに便宜主義にやるといふことは、實際は高野君の言うように無定見である。でありますから、政府のほうでも、仮りにこれが占領政策の行き過ぎであつて、これを是正しなければならぬといふ面があれば、ただこの一点だけにとどまらず、或いは医療法全体に亘つて検討するとういような考えがあるならば、とうい場合に、はつきり直せばいい、それならそれで当分の間になる。当分の間という解釈は、あるが、私は医療法關係のことは不案内でわかりませんが、政府は一つの占領政策でやつたことで、若干のことはよい、手直しの意向もあり、手直しし来たつたのだが、医療法全体について一体再検討して見る考えがあるのかどうか、とういことを医務当局に私は聞いて見たいのです。

○政府委員(曾田長宗君) 医療法につきましては、私ども今山下先生から申されたような見地からいへばと検討して見ておるのでございますが、この細かい点についてはさうな面もあるかも知れませんが、取急

いでいゆる占領政策の行過ぎといふようなことで根本的に変えなければならぬといふようなものは余りないといふふうな考へておられます。ただ、實際に合せまして考えたときに、今のこの条項のごとき、この法が制定された当時と、予定しておりましたことと多少違ひまして、思つたように仕事が進展しないといふようなことがございませう。とういような点については、十分検討を重ねて、改むべきところは改めたいといふように考へておる次第でございます。

○山下善信君 私はですね、いわゆる経過規定の猶予期間が目前に迫つて来るから、実はこの改正案が当分の間と、とういのであります。私はこの種の改正をいつも関係議員が立法しなくてはならぬといふ行き方は、私はこの次は成るべくとういことではなしに、してもらいたいと思つて、政府のほうでも、必要があると思つたら、政府の見解として、政府案として出してもいい。とういこと、議員のかたがたも迷惑だと思つて、一般のものはわかりませんが、私どもはとうい医療關係のことは不案内ですから、気が付かぬ。そうすると、關係のかたが気が付かれて議員立法される。政府は關係の者がやるからいいだろうといふことで手放して傍観しておるならば、ともかく、自分のほうには何の考へもなく、議員のほうが出して来るから仕方がないのだ、而もそれを与党がやるから黙つておるのだ、泣く子と地頭には勝たれんといふことでやつておるやうなことでは私はいかんと思つて、それで、いつも關係の議員のかたが提案されなければ、こうして一度の延期、二

度の延期をしないということになつて、これは、印象としては何だか勝手なことをしているように見える。いつまでもこういう整備を放任して置いて、やらないうで置いて、そうしてたんびたんびに期間の延長をやつて、自分たちの利益擁護のためにいつも法律をこういふふうな勝手にいじつておるといふ印象を与える。これは提案者の人も御迷惑だろと思つて。政府のほうでも、何故政府提案をしないか、議員提出を待つて、議員提出があれば、結構でございます、よろしくございませぬ、私どもはそう思つておりましたというふうなことを言つておつたんでは、これは政府というものがやらない。そんな無定見なことは村役場の助役でもしやせん。いやしくも一國の厚生行政を指導する者が、医療機関の改善の状態を眺めてみて、十月の二十六日までやり切れん。どうしても期間の延長を求めなければならぬということ、あなたこのほうの医療関係の監督行政をやる人のほうがこれはやらなければならぬ。それを議員の提案を待つてということになると、一方は私も医療関係に無関係な者にはわからん。気が付かん。そうすると、気の付かれるかたは医療関係のかた、と、ということになる。そうすると、そういうかた、はい、いつでも自分の利益擁護のためにこういふものをいじくるのだという印象を与える。提案者のかたは御迷惑だろと思つて。以後きつと心掛けて頂いて、この点だけではない、その他の諸点でも、若しあなたのが改正しなくちやならんということがあるら、遠慮なしに、又改正しなくちやいけないということ

で仮りにあつたならば、何が何でも断行してもらわなければならぬ。そのときそのときの御都合でやられたらばいから、私は思つておつた。私も提案者ですら、多くを言いませんが、はつきりしてもらわなければいけません。○藤原道子君 私提案者の言われた当分の間という意味が余りに幅広く解せられるようなことで、本委員会としてこれを承認するということはどうかと思つておつた。これは、当分の間ということ、解釈によつてはどの間にもなるので、こういう例は私は残したくない。殊にこの委員会は、御気遣に障つちや悪いですけれども、医者の圧力が強過ぎるという評判を世間から受けておるのです。従つて、医者の関係する法案に未だ例のない当分の間という言葉を使うということは、私はあらゆる意味でこれはよろしくない。従つて、この際若し延期する必要があるといたしますならば、二年とか何とかな限を切つて頂きたい。それでなければ、当委員会としても社会に対してちよつと傾向がならんらうと思つて、それなら若しはかの方面からですよ、期限がある問題で、当分の間にしてくれ、医療法でやつたじやないかということを突つ込まれたときに、すべての法案を当分の間に直す勇氣がありますか、私は恐らくないと思つて。従いまし御賛成できない。高野さんの言われた言葉と、それから提案者の中山さんの御答弁になつた言葉とは私ども了解がつかない。如何でございますか。それに對して御見解。

○中山善彦君 私は先刻來御答弁した通りです。そういうふうな当分の間というものを解釈し、又できればこの当分の間の短かからんことを希望する。○藤原道子君 提案者は原案通りやりたいのは無理ないけれども、この際いろいろな点を考慮して、ここで年限をお切りになるという意思はございませぬか。○中山善彦君 それは今ここで固く二年とか三年というふうにお約束することは困難と私は思つて。実際今日までの実績を見ますと、構設設備の点について、自分のところに資金のあるかたはできる限りやつておる。併しなから資金のないほうの人が大部分です。そういう人々は政府の融資によつてこれを実行する、或いは銀行から借入れてやる、こういうふうな今日まで努めておるのであります。医療機関に銀行がなか、金を貸さないのが今日までの実績です。信用がないかどうか知りませんが、私も調査したところでは少ない。そこで、先刻來申上げます通り、政府に融資を要望して、これを二十八年度には約五億といふ金が出ておるのであります。この五億の金も、どういふふうにかつて現いたしますかというところについて、私多大な疑問を持つておる。これが通産省関係、私はこの間通産委員会にも出席して通産当局にも一応質問してみましたけれども、非常に答弁が不十分な努力を要することなからうかというふうな心配をいたしております。そういうふうな関係で、まあ当分の間といふほうが私は穏やかでなからうか、こういう意味に解釈しております。どうぞ悪しからず。

○藤原道子君 私悪しからずで終りたいのですが、どうもこれはこだわります。故に私は当局にお伺いしたい。いろいろこういふ関係の法規があると思つて。そういう場合に、医療法に当分の間としたのだから、こちらも当分の間としてくれというふうな慮はないですか。どこでも費用が十分あつてやつておる所はないと思つて。もつと費用がない所があると思つて。局長の責任ある御答弁を願いたい。○政府委員(曾田長宗君) これも先ほど高野先生から御質問のございました。どきに申上げたのであります。割切れないお感じをお与えしたのかも知れませんが、個々の施設について具体的に當つてみまして、そうしてどの程度の余裕を置かなければこの改善ができないかということを確認に努めまして、そうしてこの猶予期間を定め行くというふうにして参りたいと思つて。先ほど申上げましたように、私大体二年か三年で多くのものは改善ができるだらうというものを申上げましたけれども、その例外的には、やはり四年五年を要するといふふうな断定せざるを得ないものもあるかと考へられるのであります。私のこの当分の間といふことの解釈というのは、今のよう個々の事例について、ただ無制限に個々の例を、この法案としましては当分となつておられますけれども、個々の事例については、一々期間を定めて参るようにはいたしたいといふふうな考へておるわけでございます。

○藤原道子君 幸い資金の面もたとえ五億でも予算に計上されておる。二十九年に中山さんあたりの圧力で相当とれると思つて。私はやはりどうでも解釈できる当分という言葉はどうしても私は納得できません。困ります。政府は、社会施設あたりでもやはり法律を適用してびし／＼とやつておるのです。それが、できないから当分の間に下さいと言われたときに、どう返事します。これは私は飽くまでこだわりますが、意地悪しやないのです。お医者さんの立場もよくわかるのです。わかるけれども、当分の間といふことを法律に入れるということについては私は承服できません。○政府委員(曾田長宗君) 今も申上げましたように、個々の事例……○藤原道子君 じゃほかの施設でも、個々の事例によつて処置なさいませぬか。それを伺へばいいです。私は、医者のためにばかり個々の事例を尊重されるのでなしに、他のあらゆる問題に對して個々の事例を以てするといふふうにお当りになるか。或いは社会施設であるとか、或いは産婆の問題、看護婦の問題、あん摩、はり、と、あらゆる問題があるのです。こういうものにも、個々の事例で斟酌なさいませぬか。○政府委員(曾田長宗君) 全般的に眺みましてですね、どれくらいの期間のうちにはできるということが明確になりますれば、期間をはつきりと切るといふことが望ましいことであると思つて、又そうすべきであると思つておるのです。今私どもが調査いたしましたのは、おおむね二、三年いたしますれば、大体はできるのではないかと思つてはおりますけれども、全部がそれじやその通りか、先ほど高野先生の御質問にもございましたように、三年で切つたならば、三年で以て必ずできるか、ということをお申されませぬ

ば、必ずしも確信を持つて申し上げ兼ねるというふうなものがあつたことはございませぬ。先ほども申し上げましたように、この法案とは多少考へ方に幾分の食い違いはあるかも知れませんが、私どもとしては、三年なら三年と切つて頂いたほうがいいのではないかと考へておられます。中山先生が御説明になりました。中山先生が御説明になりました。中山先生が御説明になりました。

藤原道子君 くだいようでございませぬ。社会の疑惑をも私は恐れるのです。非常な医師会というものは厚生委員会をどうにもできるのだという感じを与えておられます。世間へ。そういう点もあるから私は心配するのです。それと、いま一つは、ほかの施設が、こういう場合に、ほかのところから個々の事例を持つて来られたときに、厚生省はお困りになりはしませんか。それは三年ぐらいで大体できるというお見通しがあるならば、やはり三年と切つて置いて、そうして又そこへぶつかつて、どうしてもできないときには又そこで考慮しようじやありませんか。法律の体裁は私は年限を切つてほしい。すいません。いやに反対するわけではございませぬけれども、そうだろうと思つて。

中山善彦君 今医師会というお話がありました。医師会の立場において私は申上げておるのでないということをお断つて置かねばならぬ。今一つ、現在日本の地方の事情では、二十床以上の病院を作るといふことは、なか／＼経済的に許されませぬ。

第八部 厚生委員会会議録第二十三号 昭和二十八年七月二十九日 【参議院】

ん。であるから、どうしても診療所は二十床以下の所がたくさんあるわけだ。それにその階段をかけるとか、廊下の幅をどうするとかいうことはもうなか／＼許されぬ。又そういう所に収容せよと云うと、遠方に運ぶことが困難であります。アメリカ等には患者輸送機もありましよう。或いは道路もよろしうございませうし、輸送自動車もありましようけれども、現在日本の地方に行きますと云うと、なかなかそういうふうには進んでおりませぬ。患者の非常に収容に困る。でありますから、そういうところにもできるだけ設備の改善をやらすことにいたしまして、これが何年を限つてということが非常に今日の事情ではできないのではないかと、そういうふうなことを心配をいたしまして、当分という字を入れたわけでありませぬから、一つ御了承を願ひたい。

大谷登瀛君 大分議論も出たようございませぬが、要するに見解の相違でないかと思ひますから、この辺で質問を打切つて頂きたいと思ひます。

藤原道子君 大谷さんから只今のお言葉が出ましたけれども、やはり納得ができません。見解の相違でやるのは、賛否でやられば仕方ございませぬけれども、まだ横山さんからも質問が出ておられます。委員長と呼んでいらつしやるわけです。こういう点からやはりもう少しやらしてほしいと思ひます。

それから中山さんの今のお言葉でございませぬが、だからこそ先ほど山下さんが当局に対して医療法全体について改正する必要があるのではないかと

うことを言つておるので。どうしてもやれないという見通しがあるならば、医療法の改正をやるべきだ。私はそう思う。

藤原道子君 先ほどの大谷委員の動議に賛成いたします。

委員長(堂森芳夫君) 只今の中山君の動議は成立いたしました。

委員長(堂森芳夫君) さつき実は動議が成立して、成立したことは事実な

んです。ただ横山さんの何か発言の意思がちよつと気がつかなくつたのです。

藤原道子君 今動議が出ましたが、山下委員のおつしやつておることもありますから、速記でもとめて御懇談願つて結構だと思ひます。ただ一応私は動議の形が出ましたから賛成だと申上げたい。どうぞおやり下すつて差支えありません。

委員長(堂森芳夫君) それでは御懇談願ひます。速記をとめて。

委員長(堂森芳夫君) 速記を始め

ば病院でない、それ以下のものは診療所だということが国情に合わないのですから、その法律を改正するつて方向に努力する、それまでの間の当分であつて、その医療法を改正するといふことを前提に置いた当分の間といふことなら私にはわかりませぬけれども、低利のお金を借りられ、そうしてそれを直すんだ、それを目標に置いての当分の間といふことは私どもとしては、ほかの業態のものとしては納得し兼ねるということをお断つて置かねばならぬ。

中山善彦君 今横山委員のお話です。二十床の問題には関係ございませぬ。これは関係ございませぬ。それを御承知を願ひます。

委員長(堂森芳夫君) 速記をとめて

委員長(堂森芳夫君) 速記を始め

をいたしまして、適当に改正しなければならぬ時期が来ると思う。そういう時期にこの第七十九条の改正も同時に加えて検討するということに御了承願つて置きます。

○藤原道子君 局長にお伺いいたします。局長といたしましても、医療法の点において近く御改正になるという御意思が御ありでありますか。

○政府委員(曾田長宗君) 先ほど山下先生からも御質問があつたと思うのでありますが、その点につきましては、只今慎重に検討いたしております。できただけ早く結論を出したいというふうにご考慮願つておきます。

○藤原道子君 それでは私は近く医療法を改正されて、それでよろしく不適当な点を是正したい、それまでの暫定的な措置としての当分の間ということに了承いたします。

○横山フク君 その点これは速記録があとで出るとおわかりになることであらうと思いますが、先ほどのお話では、今の医療法でもこれで差支えなからうというふうな意味のことを御発言になつたと思ひます。そうして今慎重審議して、研究するつもりであるという御発言ですと、まだ少し違つておるよう

に思うのでございませうけれども、その慎重審議は改正することをお前提に置いて慎重審議ということにとつてよろしいのでございませうか。

○政府委員(曾田長宗君) その点につきましては、私も改正すべき点があるのではないかと、この意味で慎重に検討しておるのでありますが、只今のところでは、如何ような形で改正するかというところにつきましては、先ほど申し上げました通り、基本的な考え方と

しては、そう大きな改正は要しないのではないかと、このような考え方を持っております。ただ率直に申し上げた次第であります。併しながら、いろいろ各方面からの御意見も伺ひまして、更に再三再四検討を重ねて参りたいというふうに考えております。

○委員(堂森芳夫君) 他に御発言ございませぬですか。それでは別に御発言もないようございませうから、質疑は尽きたものと認めることに御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(堂森芳夫君) 御異議はないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれぞれ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○高野一夫君 私は三つの希望条件を口頭で述べまして原案に同意することにしたいと思ひます。

先ずその第一は、当分の間ということとは、我がが社会通念上考へておるような、極めて短期間のものであるからこそ本當の当分の間であるというふうな理解をいたしまして、そうしてこの当分の間は極めて短期間に終了すべきであるということが一つ、もう一つは、このような改正は極めて無定見極まるものだと考へますから、こういうような無定見極まる改正は議員立法といひましたとしても、政府提案として、軽々になすべきでないということが一つ、もう一つは、この議員提出のこの案に政府当局が御同意である、むしろこういう改正が行われなければ政府のほうでもお困りであるという点については、先ほど山下委員からも重々お話がございまして通りに、そんならば、そ

ういうような場合は、政府の責任において立案せらるべきであるということと、三つの希望を付しまして原案に同意をいたします。

○委員(堂森芳夫君) 他に御発言ございませぬか。

○有馬英二君 私は改進黨を代表いたしまして、原案に賛成をいたします。賛成の理由を申述べます。

この医療法の一部を改正する法律案は誠に時宜に適合した提案であると考え、現今の我が国の医療施設が甚だ不

完全であるということ、又非常な改造を行うべきものであるということとは、これは社会通念として現今も殆んどきまつたことであると私も考へております。如何せん、いろいろの事情、特に社会経済状態並びに実地医家のいろいろの社会的な圧迫、経済的の不如意というふうなところから、その改善がなかなか行われなないので、先

ほど提案者からも御説明がありましたように、資金を調達することさえ非常に困難である。どうしてもこれは相当猶予をしてもらわなければならぬと考へるのであります。その猶余期間が二年であるか三年であるか、短期間であるか長期間であるかというふうなことは今日経済状態が、特に医家の経済状態が復旧しない限りにおいては、これはなかなか決定し難いことであると私

は思ひます。それから、これはやはり相当期間を猶予してやるべきである。但し医療法が改善されまして、医家の設備の改善ということに対する一定の期間がこの医療法の第七十九条ですか、七十九條にあるごとくでないというふうなきまりますれば勿論いいのでありますが、それまではやはりかくのごと

き一時的の猶予ということを特に心すべきであると私は考へますから、この原案を賛成するものであります。

○委員(堂森芳夫君) ほかに御発言ございませぬか。

○藤原道子君 私は先ほどの質疑でやや納得が行つたのでございませぬかとにかく医療は人命を扱う大切なものでございませぬ。今社会が非常に逆コースを辿つてあるかのごとき現状におきまして、水は低きに流れる、結局良医にすると、水は低きに流れる、それが逆コースを辿ることであつてはならぬといふことを強くこの際申し上げて置きたいと思ひます。従つて、未だ余り例のない当分の間というふうな言葉も、本當に高野委員の言われましたように、極めて短期間であるというふうな理解をいたしまして、なお日本の現状等を勘案いたしまして、強く希望を付けてここに賛意を表します。

○委員(堂森芳夫君) 他にございませぬか。他に御意見もないようございませぬが、討論は終局したものと認めて差支えございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。医療法の一部を改正する法律案を原案の通り可決することに賛成のかたは挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員(堂森芳夫君) 全会一致でございませぬ。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。それから委員長の議院に提出する報告書には多数意見者の署名を付することになつておられますから、本案を可決されたかたは順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

山下 義信 高野 一夫
大谷 肇潤 西岡 ハル
横山 フク 有馬 英二
柳原 亨 廣瀬 久忠
常岡 一郎 中山 壽彦

○委員(堂森芳夫君) 署名洩れはございませぬか。署名洩れはないものと認めます。

なお、本会議における委員長口頭報告については委員長に御一任願ひたいと存じますが御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(堂森芳夫君) 御異議ないものと認めます。

ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員(堂森芳夫君) 速記を始め

て。本日の厚生委員会はこれにて散会をいたします。

午後四時三十分散会

七月二十八日日本委員会に左の事件を付託された。

一、医療法の一部を改正する法律案 (中山壽彦君外九名発議)

医療法の一部を改正する法律案
医療法の一部を改正する法律案
医療法(昭和二十三年法律第二百

五号)の一部を次のように改正する。
第七十九條第三項中「更に二年間は、」を「この法律施行の日から三年を経過した後においても当分の間は、」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正前の第七十九条第三項但書の規定による都道府県知事の許可は、昭和二十八年十月二十六日限り、その効力を失うものとする。

七月二十八日日本委員会に左の事件を付託された(予備審査のための付託は六月二十日)

一、日雇労働者健康保険法案
七月二十八日日本委員会に左の事件を付託された

一、簡易水道事業費国庫補助増額に
関する請願(第二七一五号)
一、母子福祉資金の貸付等に関する
法律中の一部改正の請願(第二七一
六号)

一、名古屋市上水道水源地擁護に關
する請願(第二七八二号)
一、国立らい療養所職員の見直し増
加に關する請願(第二七九一号)
一、生活保護法の最低生活基準額引
上げに關する請願(第二七九二号)
一、韓国人戦犯者等の援護に關する
請願(第二七九八号)

一、国民健康保険事業の拡充強化に
關する請願(第二八二〇号)
一、国立らい療養所職員の見直し増
加に關する請願(第二八六六号)
一、健康保険医療給付期間延長等に
關する請願(第二九三二号)(第二
九七五号)

一、国立療養所看護婦定員増加に關
する請願(第二九三三号)
一、長野県松本市にモデル国立病院
設置の請願(第三〇三三三号)
一、国立松本病院存置等に關する請
願(第三〇三四号)(第三〇三五号)
一、未帰還者留守家族の援護強化に
關する陳情(第三三三二一)

一、戦犯刑死者遺族の援護に關する
陳情(第三三三二一)

第二七一五号 昭和二十八年七月十
八日受理
簡易水道事業費国庫補助増額に關する
請願

請願者 岡山県議會議長 蜂谷
初四郎

紹介議員 加藤 武徳君
赤痢、疫痢等の伝染病の発生を防止
し、環境衛生の向上を図り併せて台所
改善、主婦の労力軽減等文化生活上
のための重要役割を果たす簡易水道の普
及は、現下もつとも緊要施策と見做さ
れ、当局においてもこれを重要施策と
して取り上げ、昭和二十七年以降五
箇年計画をもつて簡易水道施設に對し
て四分の一の国庫助成をなされこれが
実現を期されてゐるのであるが、地方
財政の窮乏は年々とも困窮度を深
め、この上多額の地方負担経費を支出
することは到底至難な実情にあるか
ら、本事業を推進するため、現行国庫
補助率を事業費の二分の一に引き上
げ、かつ総予算額を大幅に増額され
たいとの請願。

第二七一六号 昭和二十八年七月十
八日受理
母子福祉資金の貸付等に関する法律中
の一部改正の請願

請願者 岡山県議會議長 蜂谷
初四郎
紹介議員 加藤 武徳君
母子福祉資金貸付金に対する年三分の
利息は、母子家庭の月収実態から考
えて過重である上、島根県においては従
来独自で実施してきた未亡人家庭子女
の教育資金は無利子としていた関係も

あり、母子福祉資金の貸付は無利子と
するよう、母子福祉資金の貸付等に関
する法律の一部を改正せられたいとの
請願。

第二七八二号 昭和二十八年七月十
八日受理
名古屋市上水道水源地擁護に關する請
願

請願者 名古屋市議會議長 鈴
村健
紹介議員 青柳 秀夫君
この度岐阜県稲葉郡沼田町宝積寺地内
にパルプおよびスチロール製造工程を有す
る東洋化成株式会社建設が計画さ
れてゐるが、同会社の位置は名古屋市
の上水道の生命ともいへべき大山第
一取水口の対岸至近に位し、かつ水の
流れは全く取水口に流入する状態にあ
るため、操業により廢液下水が木曾川
に放流されれば取水口に流入すること
必至となり本市百二十万市民の衛生上
由々しき問題である。これに對し会社
側は木曾川の水の汚染することはない
と強弁しているが、過去において郷瀬
川岸に紡績工場が建設され、第二取水
口に悪水が流入した事実を鑑み、取水
口附近における工場の建設がいかに上
水道に悪影響を及ぼすかはきわめて明
らかであるから、本工場建設に對し適
切な措置を講ぜられたいとの請願。

第二七九一号 昭和二十八年七月十
八日受理
国立らい療養所職員の見直し増加に關
する請願

請願者 東京都北多摩郡東村山
町南秋津一六五五国立
療養所多摩摩生園内
久保栄吉

紹介議員 藤原 道子君
全国十箇所の国立らい療養所におい
て、収容患者数に比べて職員数が非常
に少いため、治療に困難をきわめてお
り、かつ患者に各種の重労働を負担さ
せているから、すみやかに国立らい療
養所職員の見直しを増加せられたいとの
請願。

第二七九二号 昭和二十八年七月十
八日受理
生活保護法の最低生活基準額引上げに
關する請願

請願者 静岡県賀茂郡竹麻村養
老院
田中耕八郎外二百五十
名
紹介議員 藤原 道子君
生活保護によつて入院している患者に
對しては、身回品費として月額四百五
十円の扶助料が支給されているが、こ
れでは、食事の補給、日常生活必需品
の購入も困難であるから、長期病床に
ある多数の入院患者の最低生活維持の
ため、同費用を月額二千円に引き上げ
られたいとの請願。

第二七八六号 昭和二十八年七月二
十日受理
国立らい療養所職員の見直し増加等に關
する請願

請願者 東京都北多摩郡東村山
町南秋津一六五五全日
本国立医療労働組合多
摩生園支部内 川津
富藏

職の斡旋援助等急速なる援護の措置を
講ぜられたいとの請願。

第二八二〇号 昭和二十八年七月二
十日受理
国民健康保険事業の拡充強化に關する
請願

請願者 島根県議會議長 中島
龍一
紹介議員 小瀧 彬君
国民健康保険を実施中の市町村はい
ずれも極度の経営難に陥り、努力もむな
しく今やまさに休、廢止の重大危機に
直面しているから、(一)全市町村に
国民健康保険事業を実施せよ、(二)国民
健康保険法第二条の改正、(三)療養給
付費の二割以上国庫負担、(四)経
営困難な国民健康保険事業に對しては
政府において必要な資金の融通の途を
講ずる等の対策によつて国民健康保
険事業の拡充強化を図られたいとの請
願。

第二八六六号 昭和二十八年七月二
十日受理
国立らい療養所職員の見直し増加等に關
する請願

請願者 東京都北多摩郡東村山
町南秋津一六五五全日
本国立医療労働組合多
摩生園支部内 川津
富藏

紹介議員 山下 義信君
全国十箇所の国立らい療養所では収容
患者にくらべて職員数が非常に少いた
め、治療上の困難と患者に各種の労働
を負担させる等の結果、患者間にも不
満が多く、園の運営上にも支障をきた
すので、これを改善する方法として、

職員の定員を即時増加せられたいとの請願。

第二九三二号 昭和二十八年七月二十一日受理

健康保険医療給付期間延長等に関する請願

請願者 北海道北見市北海道立北見療養所内 青木正彦

紹介議員 藤原 道子君

現在健康保険法による医療給付の期間は二年間であり、かつ傷病手当金は一年六箇月の間前収入の六割あるいは四割の給付であるが、官公庁の共済組合によれば医療給付は三年間で傷病手当金は八割あるいは六割となつており、ことに教職員の場合は医療給付は四年まで延長することができ、全額給付となつてゐることはまことに不均衡であるばかりでなく、長期療養の結核患者は療養費と家族の生活費に困窮をきわめてゐるから、予算措置をもつて健康保険の期間を三年に延長するとともに傷病手当金を増額せられたいとの請願。

第二九三三号 昭和二十八年七月二十一日受理

国立療養所看護婦定員増加に関する請願

請願者 北海道北見市北海道立北見療養所内 青木正彦

紹介議員 藤原 道子君

現在国立公立の療養所の状況はいずれも名目的には完全看護となつてゐるが、実際はこれが行われていないため、数多くの重症患者が苦勞を重ねてゐるから、すみやかに予算的措置による看護婦の定員をふやして完全看護制を実施せられたいとの請願。

第二九七五号 昭和二十八年七月二十一日受理

健康保険医療給付期間延長等に関する請願

請願者 岐阜県大野郡大八賀村国立療養所高山荘内 政井太一外三百五十名

紹介議員 古池 信三君

健康保険法ならびに生活保護法によつて入院している長期入院患者の保護のため、健康保険医療給付期間を三年に延長するとともに、生活保護法によつて支給されている扶助料を増額せられたいとの請願。

第三〇三三三号 昭和二十八年七月二十一日受理

長野県松本市にモデル国立病院設置の請願

請願者 長野県松本市長 松岡文七郎外一名

紹介議員 棚橋 小虎君

昨年政府は、国立病院の整備方針に基づき全国的に地区中心病院を設置し、関東地方においては東京および栃木に五箇の病院を残しただけで中部関東から信越にわたつて全然中心病院を残してないが、当地方には常時三百五十名の入院患者と三百五十名の外来患者を収容している国立松本病院があり、患者の分布は一市六町七十五村に及び長野県外の患者も約五百セント収容している現状にあるから、甲信越地区における松本市の地理的位置も考慮して本病院を整備改築してモデル国立病院を設置せられたいとの請願。

第三〇三四号 昭和二十八年七月二十一日受理

国立松本病院存置等に関する請願（三通）

請願者 長野県北安曇郡七貴村長 堀内千万里外八十七名

紹介議員 棚橋 小虎君

国立松本病院は、発足以来大衆の医療機関として、各種社会保険患者はもち論のこと、生活保護法患者や結核予防法該当患者を収容し、また東京以北における唯一の厚生医療機関の指定を受けてる等不完全な施設にもかかわらず、本国立病院を全国においても特に貧困な長野県に移管し、または使命の根本的に異なる大学附属病院にすることは当地方の住民にとつてその及ぼす被害がまことに大なるものがあるから、国立松本病院を甲信越の中心病院として存続し、整備拡充せられたいとの請願。

第三〇三五号 昭和二十八年七月二十一日受理

国立松本病院存置等に関する請願

請願者 長野県西筑摩郡福島町長 平田源重

紹介議員 棚橋 小虎君

この請願の趣旨は、第三〇三四号と同じである。

第三三二一号 昭和二十八年七月二十一日受理

未帰還者留守家族の援護強化に関する陳情

陳情者 岡山県庁内岡山県引揚促進連合会内 星島義兵衛

政府においては、近く未帰還者留守家族援護法案の国会提上提を準備中の由であるが、本法案は、形式的援護法にすぎず、到底物心二面の深刻なる苦痛にしのぎあふ多くの留守家族を救護することは不可能であるから、(一)留守家族援護の基本精神は、あくまで国家補償の原則を確立し、調査究明だけでなく、完全救出に対する国の責任を明確に法文化すること、(二)留守家族の最低生活を保障し、支給の対象範囲を両親全部に拡大すること、(三)現地における死没邦人に対し弔慰金を支給すること、(四)留守家族子弟の育英資金制度を設けること等の措置を講ぜられたいとの陳情。

第三三二二号 昭和二十八年七月二十一日受理

戦犯刑死者遺族の援護に関する陳情

陳情者 大分市荷揚町大分県戦争受刑者世話会内 岩崎貞

戦犯刑死者遺族の援護に関する陳情
戦傷病者戦没者遺族等援護法が公布施行され、恩給法の適用を停止された。大部分の戦没軍人に対する国家補償の途が開かれた今日、戦争受刑者中特に処刑死者に対する国家の処遇が今なお確立されていないことは、まことに遺憾であるから、戦争受刑死者の遺族に対し戦傷病者戦没者遺族等援護法をすみやかに適用するよう措置を講ぜられたいとの陳情。